

「思いやり駐車場制度」

が始まりました。

広島県は、公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車区画（車椅子マークのある駐車区画）の適正な利用を促進するため、7月1日から「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」を始めました。

制度の概要

特定の障害者や要介護の高齢者などに「利用証」を交付し、「利用証」をお持ちの方が乗車した車のみ、「思いやり駐車場」として登録された駐車区画に駐車できる制度。

利用方法

- ① 申請窓口で「利用証」の交付を受けます。
- ② 「利用証」を交付された方が乗車している車を「思いやり駐車場」に駐車します。
- ③ 駐車中は「利用証」を車のルームミラーに掛けます。

対象者		申請に必要なもの	申請窓口 問い合わせ	
身体障害者	視覚	1級～4級	身体障害者手帳 社会福祉課 ☎ 0824-73-1210 または 各支所市民生活室	
	平衡機能	3級～5級		
	肢体	上肢		1級・2級
		下肢		1級～6級
		体幹		1級～5級
	脳原性	上肢機能		1級・2級
		移動機能		1級～6級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓	1級～4級			
知的障害者	㉠・A	療育手帳		
精神障害者	1級	精神保健福祉手帳		
難病患者	(小児慢性)特定疾患医療受給者	(小児慢性)特定疾患医療受給者証	保健医療課 ☎ 0824-73-1255 または 各支所市民生活室	
妊産婦	妊娠7カ月～産後1年6カ月 (産後は1歳6カ月までの乳幼児同伴時のみ)	母子健康手帳		
けが人など	けがなどでつえ等の補そう具を必要とする人など	医師の診断書・意見書、公的機関の証明書など		
高齢者	要介護度1～5	介護保険被保険者証	高齢者福祉課 ☎ 0824-73-1167 または 各支所市民生活室	



車のルームミラーに掛けます。

※代理の方が利用証を受け取る場合は、代理の方の身分証明書(運転免許証など)を提示してください。
※申請・問い合わせは、広島県地域福祉課(☎082-513-3142)でも受け付けています。